

板橋区地域学校協働本部事業実施要綱

(平成21年3月31日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区教育委員会が、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）及び板橋区教育振興推進計画に基づき、学校・家庭・地域が一体となり、目標を共有して連携・協働する体制づくりを行うために、板橋区地域学校協働本部事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域学校協働本部 法第5条第2項に基づき、地域と学校が目標を共有して活動を行う体制をいう。
- (2) 地域住民 対象学校の通学区域（東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（平成15年板橋区教育委員会規則第6号）第2条第2項第1号に規定する通学区域をいう。）内に住所を有する者をいう。

(事業の趣旨)

第3条 地域の子どもは地域で育てることを基本とし、地域と学校が目標を共有して、ともに活動に参加できるしくみづくりを、区立の小学校及び中学校において推進する。

これにより、教員が子ども一人一人と向き合い、きめ細やかな指導をすることが出来る時間を確保するとともに、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養する。さらに、保護者を含む地域住民が子どもの成長を支える教育環境を醸成しつつ、地域課題の解決にも寄与する。

(地域学校協働本部)

第4条 区立全小中学校の各校ごとに、地域学校協働本部を構築する。ただし、板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年板橋区教育委員会規則第10号）第6条第1項の規定によるCS委員会を設置する場合、地域学校協働本部も一の本部とすることを妨げない。

2 地域学校協働本部には、代表者を置く。

3 地域学校協働本部は、以下の支援活動を行う。

- (1) 学習支援（授業の補助、放課後学習支援、体験学習支援、読書活動支援等）
- (2) 環境整備（図書館整備や花壇の整備等、校内の環境整備に係る活動）
- (3) 見守り活動（登下校時における子どもの安全確保に係る活動等）
- (4) 学校行事支援
- (5) 部活動及びクラブ活動の支援

- (6) いきいき寺子屋プラン事業等、その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動
 - (7) 学校が、子どもの学びの一環として地域の課題に主体的に関わっていく活動
 - (8) 上記のほか、学校と地域との連携・協働に関する活動
- 4 地域学校協働本部は、コミュニティ・スクール委員会で協議された学校運営への支援活動等について、その実現に向けて取組むものとする。

(代表者会の所掌事項)

第5条 代表者会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校と目標を共有した協働活動の企画に関する事
- (2) 学校支援ボランティアの募集、登録に関する事
- (3) 学校支援活動の実施に関する事
- (4) 広報活動に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該校と地域との連携・協働に関する事

(代表者会の組織及び運営)

第6条 代表者会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校教職員
 - (2) 第7条に規定する地域学校協働活動推進員
 - (3) P T A役員
 - (4) 地域住民の代表者
 - (5) 学校支援ボランティアの代表者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該校に対応した地域の実情を勘案し、教育委員会が必要と認めたもの
- 2 代表者会の運営に必要な事項は、地域学校協働本部において別途定める。

(推進員)

第7条 地域学校協働本部には、法第9条の7第1項に基づき、地域学校協働活動を行うために、学校・家庭・地域の活動と有為の人材をつなぎ、教育支援活動等の総合的な調整を行う推進員を1名から6名の範囲内で置く。

- 2 推進員は、学校と地域の調整等を行い、連携・協働活動の内容に応じた、学習支援、環境整備、見守り活動等の支援活動に必要な人材の確保、配置を行う。
- 3 推進員は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する地域住民のうちから、学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。必要があれば、地域住民以外の者を推薦できる。
- 4 推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 5 推進員の活動謝礼は1時間当たり1,000円とする。
- 6 推進員の活動時間は、1校当たり1か月40時間、年480時間の範囲内とする。ただし、この範囲を超える活動が必要な場合で、教育委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

7 新任の推進員は、所定の研修受講に努めなければならない。

（統括的な推進員）

第7条の2 地域学校協働活動の推進を広域的に支援するため、統括的な推進員を置く。

2 統括的な推進員は、推進員間の連絡調整、推進員への適切な助言・指導、推進員の育成等を行う。

3 統括的な推進員は、推進員としての経験が5年以上の者又は、教職員として地域学校協働本部事業に携わった経験が豊富な者のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 統括的な推進員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

5 統括的な推進員の活動謝礼は1時間当たり2,200円とする。

6 統括的な推進員の活動時間は、概ね1か月25時間、年300時間の範囲内とする。

（推進員及び統括的な推進員の遵守事項）

第7条の3 教育委員会は、推進員及び統括的な推進員に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

（1）推進員及び統括的な推進員の活動の範囲を逸脱する行為をしてはならないこと

（2）学校、児童生徒、保護者の信用を傷つけるようなことをしてはならないこと

（3）活動中に知りえた個人情報又は守秘事項を、他に漏らしてはならないこと。推進員及び統括的な推進員を辞した後も同様とすること

（4）前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は学校長が求める事項に反してはならないこと

（推進員及び統括的な推進員の委嘱の取り消し）

第7条の4 教育委員会は、推進員及び統括的な推進員が前条各号に規定する事項に反したとき又は推進員及び統括的な推進員としての適正が欠けていると認めたときは、委嘱を取り消すものとする。

2 教育委員会は、推進員及び統括的な推進員がその活動の停止を申し出たときは、その任期にかかわらず、委嘱を取り消すことができる。

（推進員連絡協議会）

第8条 地域学校協働本部の円滑な運営を図るため、各校の連携及び情報交換等を行う「地域学校協働活動推進員連絡協議会（情報交換会）」を開催する。

2 「地域学校協働活動推進員連絡協議会（情報交換会）」の構成員は推進員及び統括的な推進員とする。

(庶務)

第9条 事業の庶務は、地域教育力推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域教育力担当部長が別途定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第2条第1項に規定する地域学校協働本部及び同条第2項に規定する地域学校協働活動推進員については、当分の間、「地域学校協働本部」を「学校支援地域本部」と、「地域学校協働活動推進員」を「地域コーディネーター」と呼称することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第2条第1項に規定する地域学校協働本部、第7条に規定する地域学校協働活動推進員及び第7条の2に規定する統括的な地域学校協働活動推進員については、当分の間、「地域学校協働本部」を「学校支援地域本部」と、「地域学校協働活動推進員」を「地域コーディネーター」と、「統括的な地域学校協働活動推進員」を「統括コーディネーター」と呼称することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第2条第1項に規定する地域学校協働本部、第7条に規定する地域学校協働活動推進員及び第7条の2に規定する統括的な地域学校協働活動推進員については、当分の間、「地域学校協働本部」を「学校支援地域本部」と、「地域学校協働活動推進員」を「地域コーディネーター」と、「統括的な地域学校協働活動推進員」を「統括コーディネーター」と呼称することができる。